

商店街まちづくり事業（補助金）概算払いの適用範囲の拡大について

商店街まちづくり事業（補助金）の概算払いについて、本制度をよりご利用しやすくするために、概算払いの適用範囲を拡大しました。

■概算払いの3つのポイント

- 1) 交付決定を受けた補助金額が2000万円以上の事業を対象とする
- 2) 概算払いで支払われる金額は、請求時点で完工し、支払いが済んだ補助対象経費額の2/3とする
- 3) 歩行者通行量調査のみを残す場合の概算払い申請は不可とする

なお、平成26年3月以降に交付決定を受けた補助事業が概算払いの対象となります。

■提出書類

①概算払届出書

②見積依頼書

③見積書 ※原則、三者以上の見積書をすべて提出。

④契約書等

※●●設備完成時に●●円、など終了した事業の一部に要した費用を支払う取り交わしがなされていることが必要。

⑤請求金額の算出内訳のわかる書類（工事事業者等からの請求書等）

⑥配置図又は平面図 ※終了した事業について、その場所、範囲がわかるよう図示する。

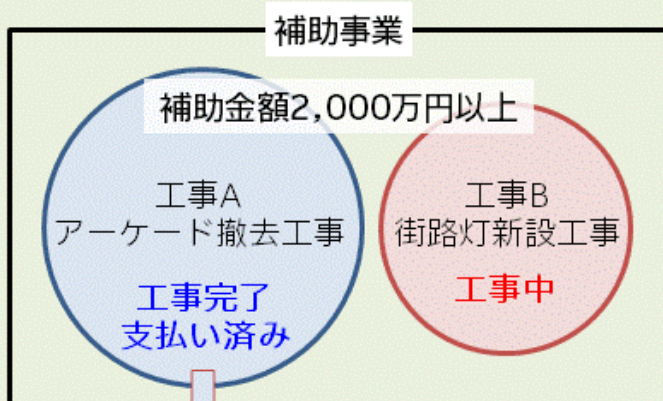
⑦整備する施設・設備等の整備実施前及び実施後の写真

⑧事業の進捗状況が確認できる書類（工事の工程表等）

⑨銀行振込受領書又は支払証明書 ※銀行振込の場合

⑩領収書及び現金出納簿 ※現金払いの場合

概算払いの対象となる事例



工事A(アーケード撤去工事)の支払い済み代金の2/3が概算払いの対象となります。

詳細は、商店街まちづくり事業事務局にお問い合わせください。